



東京学芸大学リポジトリ

Tokyo Gakugei University Repository

北欧における子どもの虐待と「子ども虐待防止支援センター（Barnahus）」の取り組み：
デンマーク・フィンランドへの訪問調査から

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2020-04-16 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 石川, 衣紀, 内藤, 千尋, 田部, 絢子, 石井, 智也, 能田, 昴, 柴田, 真緒, 池田, 敦子, 田中, 裕己, 高橋, 智 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2309/152422

北欧における子どもの虐待と 「子ども虐待防止支援センター (Barnahus)」の取り組み

—— デンマーク・フィンランドへの訪問調査から ——

石川 衣紀^{*1}・内藤 千尋^{*2}・田部 絢子^{*3}・石井 智也^{*4}・能田 昂^{*5}・
柴田 真緒^{*6}・池田 敦子^{*7}・田中 裕己^{*8}・高橋 智^{*9}

特別ニーズ教育分野

(2019年9月17日受理)

1. はじめに

本稿では、2019年3月に訪問調査を実施したデンマークとフィンランドにおける子ども虐待防止支援システムの実際について紹介しながら、筆者らがすでに報告しているスウェーデン・ノルウェー・アイスランドでの取り組みとあわせて、北欧5カ国の子ども虐待防止支援システムの包括的検討と各国の特長の比較検討を行っていく。

子ども中心の虐待防止支援システムの先駆的取り組みとして、北欧の「子どもの虐待防止支援センター Barnahus」を挙げることができる。「子どもの虐待防止支援センター」とは1980年代に米国アラバマ州で開始された子ども中心の虐待防止支援システムであり、警察・ソーシャルワーカー・小児科医・児童精神科医・心理士・検察官等が所属して司法面接・医学鑑定と治療・保護・本人および家族のケア等を総合的に実行できる機関である。北欧では1998年にアイスランド、2005年にスウェーデン、2007年にノルウェーが導入し、2013年にデンマークも運用を開始した。

「Barnahus」（直訳すると「子どもの家」であるが、本稿では実際の業務内容をふまえて「子ども虐待防止支援センター」と訳している）は、子ども中心の虐待防止支援システムである。Barnahusでは虐待等によって危険にさらされている子ども（18歳未満、アイスランドでは15歳未満）を対象に、①子どもの保護、②医学的診断と治療、③司法面接・裁判上の手続き、④心理療法、⑤児童福祉サービスへの移行支援、⑥家族療法・家族の再統合支援等が行われている。

これらの業務担当がすべて「子どもの虐待防止支援センター Barnahus」に一本化されていることが最大の長特であり、これによって被害を受けた子どもが複数の機関を訪れて繰り返し調べを受けるという身体的・心理的負担を大きく軽減することができる。

筆者らは2019年3月、デンマークの首都コペンハーゲンに設置された「コペンハーゲン子どもの虐待防止支援センター Børnehus Hovedstaden i København」（以下、Børnehus København）と、フィンランドで同様の機能を担っている「ヘルシンキ大学病院青少年司法心理学センター」を調査訪問した。

*1 長崎大学教育学部准教授・2012年度連合学校教育学研究科博士課程発達支援講座修了
*2 松本大学教育学部専任講師・2017年度連合学校教育学研究科博士課程発達支援講座修了
*3 立命館大学産業社会学部准教授・東京学芸大学非常勤講師・2012年度連合学校教育学研究科博士課程発達支援講座修了
*4 日本福祉大学スポーツ科学部助教・2018年度連合学校教育学研究科博士課程発達支援講座修了
*5 東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科博士課程発達支援講座・尚絅学院大学総合人間科学系助教
*6 埼玉県立所沢特別支援学校教諭
*7 東海学院大学人間関係学部准教授
*8 東京学芸大学特別支援教育特別専攻科
*9 東京学芸大学特別支援科学講座特別ニーズ教育分野教授（184-8501 小金井市貫井北町4-1-1）

本稿では、デンマークとフィンランドにおける子ども虐待防止支援システムについて紹介しながら、筆者らがすでに報告しているスウェーデン・ノルウェー・アイスランドでの取り組みとあわせて（高橋ほか：2018、内藤ほか：2019）、北欧5カ国の子ども虐待防止支援システムの包括的検討を行っていく。

なお、「コペンハーゲン子どもの虐待防止支援センター」「ヘルシンキ大学病院青少年司法心理学センター」の訪問調査に際しては、事前に双方の機関・組織の管理職・責任者に「調査目的、調査内容、調査結果の利用・発表方法、個人情報保護、研究倫理」等についての文書を渡して検討していただき、調査についての了解を得ている。

2. 北欧における子ども虐待問題

2. 1 北欧における体罰防止等の法整備状況

2019年、日本でも改正児童虐待防止法等が成立し、親権者等による子どもへの体罰の禁止がようやく法令上明文化された（2020年4月施行）。海外ではスウェーデンが1979年に世界でもっとも早く体罰の禁止を法制度化し、北欧諸国ではその後フィンランド（1983年）、ノルウェー（1987年）、デンマーク（1997年）、アイスランド（2003年）が続いた（表1）。

表1 北欧5カ国における体罰禁止に関する法令

国	実施年	対象法令
スウェーデン	1979	保護者法（Föräldrabalk）第6章1条にて「子どもは人格と個性を尊重して扱われるべきであり、体罰やその他の屈辱的な扱いを受けてはならない」と条文追加
フィンランド	1983	子どもの監護とアクセス権法（Laki lapsen huollosta ja tapaamisoikeudesta）第1章1条3項にて「子どもは抑圧されたり、体罰を受けたり、その他の方法で辱めを受けたりしてはならない」と明記
ノルウェー	1987	親子法（Lov om barn og foreldre）第30条3項「子どもは暴力にさらされたり、他の方法で精神的または肉体的健康を害したり危険にさらすように扱われてはならない。これは、児童の育成に関連して暴力が行われた場合にも適用される。子どもに対する暴力や恐ろしい行動、または迷惑な行動、あるいはその他の卑劣な行為の使用は禁止される」と条文追加
デンマーク	1997	親の責任とアクセスに関する法律（Lov om forældremyndighed og samvær）が1997年に一部改正され、第2条2項に「子どもはケアと安全に関する権利を有する。子どもは親から尊重されて扱われなければならない、体罰やその他の不快な扱いをされてはならない」と規定
アイスランド	2003	子ども法（Barnalög）第28条に「親権には、あらゆる形態の暴力やその他の無礼な行動から子どもを保護する親の義務が含まれる」と明記

ヨーロッパでは「性的搾取および性的虐待に対する子どもの保護に関する条約」（ランサローテ条約）が2007年に欧州評議会にて採択された。この条約は「子どもの性的搾取および性的虐待を防止し、それに対抗すること」「性的搾取および性的虐待の被害者の権利を保護すること」「性的搾取および子どもの性的虐待に対する国内および国際協力を促進すること」の3つを目的として掲げ、子どもポルノや売春だけではなく国内外で行われている行為を含むあらゆる形態の子どもへの性的虐待を対象としている。欧州評議会の構成国はすべてこの条約に加盟しており、現在批准国は44におよび、北欧諸国ではデンマーク（2009）、フィンランド（2011）、アイスランド（2012）、スウェーデン（2013）、ノルウェー（2018）の順に批准している。

同条約第5条では「子どもと接触して働く人々の採用、訓練および意識の向上」について規定されており、教育・健康・社会的保護・司法・スポーツ・文化・余暇活動等の分野において子どもと接触する機会のある者に対する子どもの保護および権利の認識の促進や、子どもと定期的に接触する職業に就くための条件として、その候補者が子どもの性的搾取や性的虐待に関して有罪判決を受けた経験がないことを保証しうる法的措置を用意することなどを加盟国に求めていることが特徴である。

2. 2 北欧における子ども虐待問題と議論の動向

北欧諸国では早くから子どもへの体罰禁止や性的虐待防止への国家間協力を進めてきているが、そのような

国々にあってもなお、子ども虐待は依然として発生している現状がある。例えば、スウェーデン犯罪防止協議会の報告では2018年に0～17歳の子ども約23,800人への虐待事件が報告されており、とりわけ7～14歳への虐待が2013年（8,780人）から2018年（12,432人）にかけて増加傾向をたどっている（図1）。

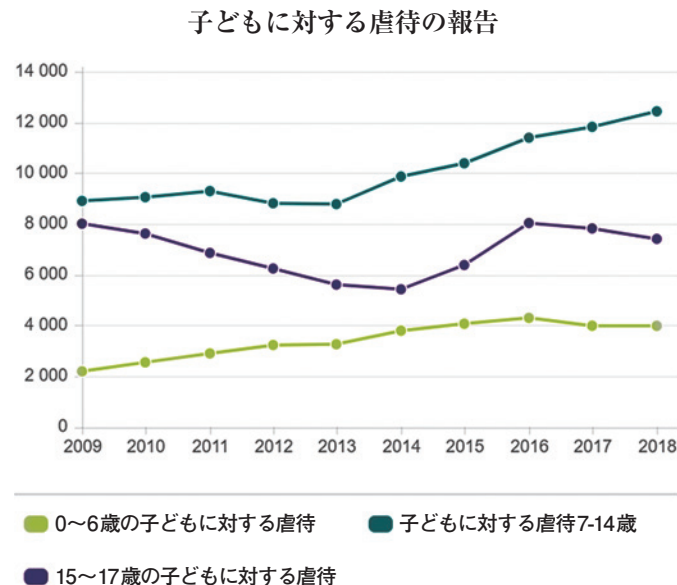


図1 スウェーデンにおける子ども虐待の報告件数 (2018年)
(<https://www.bra.se/statistik/statistik-utifran-brottstyper/barnmisshandel.html>)

ノルウェーにおいても性的虐待の被害を受けた子どもの数は0～9歳で572人（2004年）から731人（2014年）、10～19歳で1,174人（2004年）から1,725人（2014年）と、10年間で大きく増加を示している（図2, Bakketeig & Skilbrei : 2019）。

性犯罪被害者の年齢	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
0-9	572	540	564	638	642	617	653	672	686	702	731
10-19	1174	1202	1364	1462	1466	1516	1516	1698	1623	1675	1725

図2 ノルウェーにおける子どもへの性的虐待の報告数
(Bakketeig & Skilbrei : 2019)

また、身体的精神的に障害を持つ子どもが一般の子どもよりも暴力または性的虐待にさらされる可能性が高くなることも報告されている。デンマーク児童評議会の2016年の分析によると、ADHD、ADD、アスペルガー症候群、自閉症、OCD、トゥレットを有する子どもは、そうでない子どもと比較して深刻な暴力（19%）および心理的暴力（28%）に晒されることが多い傾向にある。診断を受けていない子どもでも9%が深刻な暴力、17%が心理的暴力に晒されている（Holtほか：2017）。

こうしたなか、家庭内暴力や青少年の被害について学校に焦点を当てた実証的研究はまだ少なく、社会福祉サービスが介入するとその後の支援の流れについて学校側に情報提供がなされなくなるため、子どもへ対応していくイニシアティブが学校側から失われやすいという指摘もなされている（Odenbringほか：2015）。

スウェーデンにおける就学前学校教師への調査では75%の教師が虐待の疑いが正しいかどうか迷っており、児童保護局に報告しない理由として、両親が通報にどのように反応するかについて教師が不安を感じていたこ

と (Svensson & Janson : 2008), 就学前学校教師による虐待の疑いのある子どもの家庭環境に対する懸念と, その子どもへの特別な教育的支援の必要性の評価との間には高い関連性があることなども指摘されている (Svensson ほか : 2015)。

3. デンマークの Børnehus København の取り組み

3. 1 デンマークにおける子ども虐待

デンマークでは「親の責任とアクセスに関する法律」(1995年制定)が1997年に一部改正され, 第2条2項に「子どもはケアと安全に関する権利を有する。子どもは親から尊重されて扱われなければならない, 体罰やその他の不快な扱いをされてはならない」と規定されている。またここで言う不快な扱いとは性的なもの, デジタルデバイス, SNS などによるものも含まれている。

その後2007年に制定された「親の責任に関する法律」においても, 第2条2項に同じ文言が再び載せられ, 子どもへの体罰禁止を非常に重視している国である。しかし, デンマークにおける子ども虐待の報告総数は, 2015年から2017年にかけて急増し, とくに9歳未満の子どもが暴力の被害者となっている報告事例が252件(2010年)から1603件(2017年)と大幅に増加したことが報告されている (TrygFonden og Børns Vilkår : 2018)。

2014年において自治体が家庭外措置を決定した最も多い事由は両親による不適切な対応(53%)であった。次いで自宅での暴力的な不和(27%), 両親や家庭内におけるその他の重大な要因(25%)となっている。その他, 両親の精神障害(15%), 両親による虐待(13%), 両親や家庭には決定的な要因はない(11%), 子どもに対する暴力または暴力の恐れ(11%)と続いており, デンマークにおいても子ども虐待への対応・防止システムの強化は重要な課題となっている (Ankestyrelsen : 2015)。

家庭内暴力や子ども虐待に晒されている子どもの多くは, 家庭貧困・経済的格差・社会的排除により, 育ちや発達において大きな困難を抱えていることも広く認識されてきている。

2012年, 子ども虐待対応において学際的かつ分野横断的な協力の枠組みを強化することがデンマーク国内で合意され, 当時の社会統合省・厚生保護省・法務省の共同イニシアチブとして, 国立衛生委員会内にデンマークでの「子ども虐待防止支援センター Børnehus」の導入を検討するワーキンググループが設立された。同年秋には財務省が子どもの保護のために資金を配分することに合意し, 2013年5月に「子ども虐待防止法」が採択された。

2013年10月, デンマークは「虐待パッケージ」と呼ばれる広範な法改正を実施し, その枠組の中で10月1日に Børnehus が首都コペンハーゲンに最初に開設された。この「虐待パッケージ」の一環として「サービス法」第50a条から第50c条が新設され, 第50a条において「地域の市議会は, 子どもや若者に虐待またはその疑いがある場合に, 子どもや若者の状況を調査するために各地域に Børnehus を設立しなければならない」と規定された。すなわち各自治体は Børnehus の設置が義務付けられるようになり, さらに第50b条でその利用が義務付けられている。

Børnehus を位置づける法令として「Børnehus に関する規則」が2013年に新たに制定され, Børnehus を活用して子ども虐待の調査や子どもの保護等がなされていく場合, その対応完了に至るまで一切の責務を自治体が負うことが明記された。

3. 2 Børnehus København の概要

デンマークでは国内を5ブロックに分け, 子ども虐待対応センターが1箇所ずつ置かれている。このうち「首都エリア」と「南エリア」にはさらに1箇所ずつ置かれ, 合計7箇所のセンターで子ども虐待対応を担っている。本稿で紹介するのは「首都エリア」に属する「Børnehus København」である(写真1)。

デンマークにおける Børnehus の対象は, 性的虐待や暴力を受けた, またはその疑いがある0歳から17歳の子どもである。前述のように子どもが虐待を受けたという情報や疑いがあり, 警察や病院のサービスがこの事件に関与している場合, 自治体は調査の一環として Børnehus の使用が義務付けられている。Børnehus の活用等について自治体への法的義務が明記されているのはデンマークのみであり, 北欧諸国では Børnehus 設置後



写真 1 Børnhus København の外観

発国であるデンマークの最大の特長である。

また他国の Børnhus と同様に、子ども本人の保護・ケアのほか、関係部門の調整、自治体が虐待を疑っている際の対応方法等についての助言なども担っている。市民へ直接支援の提供は行っておらず、虐待を受けた子どもが直接 Børnhus を訪れることや親が子育て等の件で直接 Børnhus に電話相談をすることなどはない。必ず警察・病院・自治体を経由して Børnhus に繋がるシステムとされている。

訪問調査時の Børnhus København のスタッフは 19 名（心理士、ソーシャルワーカー、ソーシャルアドバイザー）であり、常駐はしていないが警察・医師を含む多職種連携が重視されている。Børnhus København の所長は心理士の資格を有しており、デンマークの Børnhus では主として心理士が中心となって運営されている。所長は「子ども虐待の問題を扱っていくためには、すでに存在している複数の組織を組み替えて対応していくのではなく、子ども虐待に特化した新しい専門組織をゼロから作っていかなければならない」と述べ、デンマークでは Børnhus 固有の法令も整備されていることの意義を強調していた。

デンマーク Børnhus の 2017 年版年次報告書によると、デンマークの Børnhus 全体で取り扱った子ども虐待件数は 882 件（2014 年）から 1,665 件（2017 年）に倍増しており、これはどのエリアにおいても同様の傾向となっている。2017 年に対応した 1,665 件の内訳は身体的虐待 73%、性的虐待 23%、性的虐待と身体的虐待の両方であるケースが 4% であった。また各自治体から Børnhus への虐待に関する相談件数も 1,060 件（2014 年）から 2,179 件（2017 年）と倍増している状況である（Socialstyrelsen：2018）。

3. 3 司法面接の実際

Børnhus 運営の中心は心理士が担うが、子どもへの司法面接は警察官の役割となっている。子ども虐待問題に関する訓練を受けた警察官が私服で対応し、面接の様子を別の警官、医師、弁護士、検察官、ケースワーカー、自治体職員、Børnhus スタッフが別室でモニターによって視聴する（写真 2）。弁護士は子ども支援専門の者が配置され、司法面接中の子どもの発言はそのまま法廷での証言として扱われる。

なおデンマークでは Børnhus スタッフは毎回面接に同席するわけではない。面接室は来室した子どもが落ち着いてゆっくりと自己の経験について話ができるように、ソファとテーブルの配置や色使い、調光なども工夫されている（写真 3）。



写真 2 司法面接のモニタールーム



写真3 司法面接を行う部屋

司法面接での子どもの様子を観察しながら、家族と子どもにどのようなサポートが必要かについてその場で見極めていくこととなる。問題を迅速に取り扱うことをとくに重視し、子どもの状況をこれ以上ショックなものにしないことがBørnehusの重要な役割とされている。基本的には家族の再統合に向けて支援をしていくが、里親に繋ぐケースもある。司法面接後は、詳細な報告書を自治体に提出する。

司法面接はビデオ録画もなされ、この録画記録を面接から2週間以内に親（加害側）が弁護士とともに視聴することとなっている。面接後に、そのまま親が逮捕されるケースもあり、その場合残された子どものケアは自治体の責任となり、自治体の方針を決定していく。その際にBørnehusスタッフが助言を行う。

司法面接で重視されているのは面接中に子どもに自由に絵やイラストを書かせる取り組みであり、子どもの内面がより引き出せるように工夫している。子どもたちが面接中に書いた絵を面接室に数多く飾っておくことで、新たに司法面接にやってきた子どもが「ここは自分のことを自由に打ち明けても大丈夫」と心理的ハードルを下げることにつながることが期待されている（写真4）。



写真4 司法面接中に子どもが描いた絵

子どもが発達困難を有する場合は、別途、対象児の調査・アセスメントを実施し、心理士が司法面接のプランを立案する。デンマークでも障害を有する子どもは虐待を受けやすい状況に置かれているとBørnehus Københavnの所長は指摘する。

また移民の家庭の場合に、地域文化によって「子どもは殴って育てるもの」という風習があるため親自身もそのようにして育てられてきたケースがあり、暴力以外による子育ての方法を親に時間をかけて教えていくこ

とも求められる。

司法面接後は子ども専用の待合室（写真5）に移動し、ケースワーカーがつきそう。この待合室でのケアが司法面接と併せて重視されており、この部屋で子どもとともに過ごし、子どもが「自分の声に耳を傾けてもらっている」と実感できるようにしていく。ケースによっては数時間をかけて子どもとじっくり過ごしていく。子どもの反応や記憶に影響を及ぼさないようにするため、心理士は付き添わないこととされている。

子どもを自宅へ帰すことへの可否判断をBørnhusで行い、返す際にはBørnhusからまず自治体へその旨を連絡し、自治体から保護者へ連絡が届くようにされている。



写真5 子どものための待合室

3. 4 子ども虐待に関する専門職相互の連携

Børnhusには医務室が設けられており、子どもが受けた暴行などの実際について医師が法医学検査と治療を行う（写真6）。来室しているのは法医学研究所の法医学の医師であるが、Børnhus Københavnは小児科医師の派遣も希望している。



写真6 医務室の様子

また、子ども虐待に関する専門職相互の連携を促進するために、関係する専門家と定期的な検討会を行っている。出席するのは主にBørnhusスタッフ、警察・病院・法医学研究所の代表者である。デンマークではとくに、子ども虐待対応の児童福祉サービスの支援・拡充もBørnhusの重要な役割とされており、児童福祉的機能がとくに重視されている点は、他の北欧諸国には見られないデンマークのBørnhusの大きな特長である。

4. フィンランドのヘルシンキ大学病院青少年司法心理学センターの取り組み

4. 1 フィンランドにおける子ども虐待と地域家庭支援センター「ネウボラ」の役割

フィンランドの児童福祉は、「児童福祉法 (lastensuojelulaki)」によって扱われている。児童福祉法ではその

目的を「安全な成長環境、バランスのとれた多様な発達、および特別な保護に対する子どもの権利を保護すること」としており、成人年齢をこえた20歳までの若者が対象とされている。

児童福祉の取り組みは家庭へのサービス提供志向の北欧型児童福祉モデルにもとづくものであり、社会全体での成長環境への働きかけ、家族による養育とそのため家庭への様々なサポート等を幅広く扱っている（藪長：2017）。

2010年には「予防的児童福祉」に関する条項が明文化され、児童福祉の対象となる前から育児支援・養育支援・デイケア支援・教育支援等を自治体が実施する義務が設定された（第3a条）。また第5条では、児童福祉の内容について情報を得る権利、子どもが自分の意見を表明する権利について明文化されている。

フィンランドでは子ども虐待防止に関して、妊娠指導から出産、子育て支援を含めた地域家庭支援センターである「ネウボラ（neuvola）」が大きな役割を果たしている。ネウボラは妊娠時から基礎学校就学前までの子どもとその家庭を対象としており、健診、予防接種、子育てに関する相談や他機関との連携などワンストップの家庭支援の地域拠点である。各家庭に対してかかりつけの専門職（主に保健師）が担当の母子および家庭全体を対象に寄り添い支援を行っており（高橋：2015）、子どもを育てる両親が良好な状態で子育てが行えるようにするため、アルコール・薬物使用、メンタルケア、虐待予防、特別な支援を必要としている家庭、サービスをうけていない家庭などリスクの高い項目を明確にし、それらの家庭へ重点的に支援が行われている。

業務は主に「出産ネウボラ」「子どもネウボラ」「家庭ネウボラ」が中心であり、「子どもネウボラ」では乳幼児への接し方、母親の心身の健康維持、母子愛着・関係性発達、子育て、子どもの予防接種、発達検査、家庭全体の調和について、個別具体的にアドバイスや支援が行われている。子ども虐待・DV問題への対応も含まれており、具体的には検診の機会を利用し、家族関係での暴力・虐待の問題について必ず話題にし、異変・リスクの把握と早期対応が進められている。

このように、子どもを「社会の子ども」として位置づけ（木脇：2017）、「切れ目のない子育て支援」を行うネウボラを基盤とした公的母子保健サービスシステムが、子どもの虐待防止においても重要な役割を果たしている。

4. 2 ヘルシンキ大学病院青少年司法心理学センターの概要

子ども虐待防止支援センターである「ヘルシンキ大学病院青少年司法心理学センター」（写真7・8、以下「当センター」）は2006年に設置されたが、当センターが他の北欧諸国における「子ども虐待防止支援センター Barnahus」の役割を担っており、ヘルシンキ大学に所属する子ども虐待・性犯罪専門の心理学者が研究上のエビデンスに基づきながら司法面接を行っているほか、子ども虐待を扱う警察官・社会福祉士への実地研修、虐待案件の捜査手順への指導助言など、研究機関としての大学が中心となってシステムを運用している。

虐待を受けた子どもに対する警察の対応の課題が問題視され、オープンな環境によるインタビューの必要性や「子ども視点」での聞き取りに向けた工夫が重視されたことが設置の背景である。

当センターの業務は「警察または検察官からの援助の要請に応じて、担当地域における性的虐待・子ども虐待の報告内容について調査する」ことであり、児童精神医学ユニットには心理士、ソーシャルワーカー、医師が所属し、虐待を受けた子どもへの聴取は基本的に心理士が行う。警察は常駐していないが密接な協力関係にある。

チームは心理学、法医学、小児科学、児童精神医学およびソーシャルワーク等の複数の専門家チームで構成され、インタビューを行う。警察およびソーシャルワーカーは、専門研修（年間10セミナー）を受けることが法律で定められている。その他、子どもへの暴力・性的虐待、子どもの心的外傷体験の影響に関する評価、審査手順に関する相談、職員研修も提供している。

2006年から2012年の6年間に3～16歳までの224名の子どもが被虐待に対する聴取（司法面接）を受けており、そのうち7歳未満の半数以上が精神障害、神経障害、発達障害を有し、また家族の多くは薬物乱用、精神的健康問題等を有していたことが報告されている（Korkmanほか：2017）。虐待等の劣悪な環境下で、子どもの成長・発達の機会が奪われてきたことが推察される。

司法面接に関して、聴取の多くは警察によって行われるが、特に発達障害等の特別な対応が必要な場合には警察ではなく当センターで行うことが多い。精神科ユニットでは子どものインタビューを専門とする心理士に



写真7 ヘルシンキ大学病院青少年司法心理学センターの外観



写真8 待合スペース

よって対応している。聴取の前には「子どもとその家族および関連当事者の状況」「犯罪の疑いに関連する問題の特定」「子どもの成長・発達に関する情報」等の必要な背景情報が集められたうえで面接が実施される(子どもへの面接は通常1～2回)。

面接は「NICHHDガイドライン」に基づき、年齢や状況に応じて質問内容を調整している。子どもの権利として黙秘権が保障され、強制や誘導はせず、本人が話しやすい環境を作ることが求められている。子どものなかには絵で表現する者もいる。面接の際は、質問内容・方法によって子どもの回答が大きく左右されてしまうため、大人の先入観・思い込みによる誘導の排除がとても重視されている。

聴取の際、関係者は他の部屋からのビデオリンクを通して様子を確認し、複数名により内容を確認する(写真9)。記録はテキストに書き出され、児童精神科ユニットの意見と起訴前の報告に添付されることで、裁判における繰り返しの聴取を回避することができる。評価後は、面接と評価の結果について両親と話し合いの場がもたれ、両親は司法手続きの継続や子どもの回復について職員と協議が行われる。子どもの精神医学的支援が必要な場合には、児童精神科医による治療が開始される。



写真9 面接室

当センターのような子ども虐待対応システムのメリットは、早期の段階で心理専門家が介入できる点である。「心理専門家、ソーシャルワーカーが主体となり警察と協働して面接を実施できていることが子どもにとって良いシステムであり、いかにフレキシブルに警察と協働できるかがセンターに求められている」ことをスタッフは語っていた。

4. 3 フィンランドにおける子ども虐待防止対応の課題

ヘルシンキ大学病院青少年司法心理学センターでは、他の北欧諸国の「子ども虐待防止支援センター Barnahus」と同様に、子どもの視点に立った子ども虐待への対応や児童福祉に関する取り組みが行われていた。

フィンランドの制度では、虐待を受けた幼少の子どもに対するケアや丁寧な聞き取りが進められているものの、現在、警察で面接を受けることになっている年長の子どもの若者については治療・ケアができないことへの打開が課題となっている。また、発達困難等の特別ニーズを有する子どもの面接では専門的知識が求められるが、とくにADHD・ASD等の発達障害の場合、子どもの神経心理学的専門性が特に必要となる。さらに、子ども虐待防止機関としてネウボラの活用がフィンランドの子ども虐待防止システムの特徴であり、今後さらに充実させていくことが求められている。

5. 北欧の子ども虐待防止支援センターの比較検討

北欧5か国の子ども虐待防止支援センターの機能について表2にまとめた。

基本システム・業務に関しては各国で共通しており、①子どもの保護、②医学的診断と治療、③司法面接・裁判上の手続き、④心理療法、⑤児童福祉サービスへの移行支援、⑥家族療法・家族の再統合が行われていた。子どもの保護はいずれも警察からの連絡により開始される。

業務において特に重要な任務が司法面接であり、ここで重視されることは被害を受けた子どもが安心・安全な雰囲気のもとで話ができる環境の保障である。そのために面接室は家庭的デザインが重視され、子どもはソファに座りながらゆったりと面接を受けられる環境が整っていた。子どもの証言は録画記録されて裁判所へ提出され、直接裁判所まで出向いて証言する精神的・身体的負担を子どもに負わせないように配慮されている。

対象児が知的障害・発達障害等の発達困難を有する場合には、イラストなどを使ってできる限り理解を促す取り組みも始められている。子どもの面接においては、温かく親しみやすい態度で接すること、中立的なトーンで話すこと、専門用語を避けること、子どもの声に共感的に耳を傾けること、発達段階に応じた質問をすること等が徹底される。

システムの詳細面では北欧諸国間で差異が見られた。例えば、デンマークは唯一、Barnahusの運用に関する単独法令を有しており、子ども虐待事案においてBarnahus活用の義務を自治体に課している。子どもへの司法面接では、スウェーデンとノルウェーでは専門の訓練を受けた警察官が主に実施し、アイスランドとデンマークでは心理士が主に実施している。スウェーデンとノルウェーは警察署との連携が特に重視され、ス

ウェーデンのBarnahusには警察官が常駐しているほか、ノルウェーのBarnahusはすべて警察の監督下に置かれている。アイスランドの場合は児童保護庁が、デンマークでは社会庁がそれぞれBarnahus組織を統括しているが、スウェーデンではそのような監督機関は定められていない。

表2 北欧5か国の子ども虐待防止支援センターの機能

	アイスランド Barnahus	スウェーデン Barnahus	ノルウェー Barnahus	デンマーク Børnhus	フィンランド 青少年司法心理学 センター
医学的診断と治療	小児科医と産婦人科医が診察・医学鑑別を実施。	1名の医者と2名の看護師が実施。常駐している。	医師や看護師が実施。週2回の半日。オスロ大学病院の社会小児ユニットが責任をもつ。	法医学の医師による訪問診療を実施。医師の常駐はない。	児童精神医学ユニット所属の医師が実施。
司法面接・裁判上の手続き	心理士が行う。判事・検察官・警察官・児童保護サービスの代表者・子どもの訴訟後見人・弁護士等が別室で話を聞き、適宜質問できる。	警察官が行う。検察官・弁護士、ケアワーカー、法定代理人が別室で話を聞き、適宜質問できる。	警察官が行う。被告側弁護人や法的援助弁護士、任命された後見人、検察官、捜査官などが別室で立ち会う。	警察官が行う。子どもに絵を書かせながら面接を行う場合があることが特徴。	基本的に大学所属の心理士が行う。面接は「NICHDガイドライン」に基づき、年齢や状況に応じて質問内容を調整して面接を実施。
心理療法	司法面接・調査的面接後、直ちに子ども・家族（加害者でない場合）はカウンセリングを受ける。認知行動療法が主。治療計画の立案に心理士が大きく関与する。	トラウマ処置を専門とする心理士が配置され、親と子どもに対する認知行動療法等が行われる。	司法面接の後、すべての子どもや家族にアセスメントがなされ、子どもの心理的治療とともに家族に対するBørnhusの心理士による支援が行われる。	司法面接後にケースワーカーが子どもの話をゆっくり聞く。心理士は、子どもの記憶に影響を与えないようにあえて同席しない。	子どもとその家族のために外傷に焦点をあてた認知行動療法が行われる。子どもの精神医学支援の必要性が評価され、必要に応じて、病院内の児童精神科医が治療する。
家族療法・家族再統合支援	(把握なし)	親子間の関係を修復する家族再統合のケアと専門の機関につないでいく。しかし再統合がうまく行っているのは50%。	児童福祉局や医療機関など他の機関でのケアサービスにつながるまで、Børnhusでも必要なフォローアップがなされ、家族への治療がなされる。	両親がアドバイザーと、子どもは心理士とさらに話をして、基本的にもとの家族へ戻していく。	評価後、面接と評価の結果について両親と話し合いの場を持つ。両親は司法手続きの継続について知らされ、両親の不安に関して議論される。

司法面接・裁判上の手続きに関する業務では、アイスランドやフィンランドは心理士が中心となって面接を実施している一方、デンマーク・スウェーデン・ノルウェーでは警察官が実施しているように、国によって面接の中心担当者の専門分野・職種に違いがみられた。また、デンマークでは司法面接にケースワーカーが介入し、心理士が同席しないことで、司法面接時において子どもに影響を与えないような工夫がなされていた。心理療法に関しては、子どもやその家族に対して心理的治療や認知行動療法などが実施されている。フィンランドでは大学病院内に設置されていることを有効活用し、必要に応じて児童精神科医による治療が行われている。

児童福祉分野への移行支援等に関して、例えばスウェーデンでは緊急的に里親へと繋げる場合も報告されたが、Barnahusから児童養護施設に直接的に送致されたことはほとんどないことが話された。

子ども虐待の防止には家族への介入支援が求められるが、家族療法・家族再統合支援に関する成果としては、例えばスウェーデンBarnahusにおいて家族再統合支援を行ったうちの約50%にとどまるなど、今後の課題に繋がる現状も報告されている。

Olsson, E.・Kläfverud, M. (2017) は、Barnahusを利用した子どもの声として、児童福祉ケア担当者の丁寧な関わりにより「自分たちが歓迎されていると感じて居心地がよかった」「警察では“自分は大人でなければならない”と感じたが、Barnahusでは“子ども”になることができた」「話を聴いてくれて助けてくれたことに

感謝している」ことなどを紹介している。当事者の子どもの声に示されているように、Barnahusの子ども虐待支援においてその役割は大きいといえる。

しかしなお、虐待を受けた子どものその後の動向についてはほとんど明らかにされておらず、この点の解明が今後の検討課題になっている。

6. おわりに

本稿では、2019年3月に実施したデンマークの子ども虐待防止支援センター Børnehus, フィンランドのヘルシンキ大学病院青少年司法心理学センターへの訪問調査報告および筆者らが2017年3月と2018年3月に実施してきたスウェーデン、アイスランド、ノルウェーの子ども虐待防止支援センター Barnahus との比較を通して、北欧5か国における子ども虐待対応・防止に関する当事者中心の権利擁護システムの特徴と支援課題を検討した。

子ども虐待防止支援センターの基本システムと業務内容は共通しており、虐待等によって危険にさらされている子どもを対象に、①子どもの保護、②医学的診断と治療、③司法面接・裁判上の手続き、④心理療法、⑤児童福祉サービスへの移行支援、⑥家族療法・家族の再統合支援が行われている。これらの業務担当は基本的に子ども虐待防止支援センターに一本化されていることが最大の特長である。

被虐待により発達困難を有する子どもの実態と支援について、今後さらに検討していくことが課題である。家族の再統合や虐待を繰り返す親への再教育プログラムにおいては課題も指摘されているが、虐待防止も含めた学校教育との直接的な連携や支援体制の充実は北欧諸国の課題である。

日本においても子ども虐待防止・支援は喫緊の課題である。北欧諸国の対応例を参考に、子どもの視点にたった虐待防止・被虐待対応（家族支援含む）の体制構築に取り組むことが緊急に求められている。

附記

本稿は、2017年度～2019年度科研費基盤研究C（高橋）、2017年度～2019年科研費若手研究B（内藤）、2019年度科研費基盤研究C（石川）、公益財団法人未来教育研究所「第8回（平成30年度）研究助成奨励賞」受賞（石川・高橋・田部・内藤・石井・能田・柴田・神長・高松「北欧と日本の児童虐待防止システムの実態と課題に関する比較調査研究—北欧の「子どもの権利擁護センター Barnahus」を中心に—」）による研究成果の一部である。

文献

- Ankestyrelsen (2015) Anbringelsesstatistik 2014: Færre anbragte børn og unge i 2014.
- Bakketeig, E. & Skilbrei, M.L. (2019) "4. Child Sexual Abuse," in Langford, M., Skivenes, M. & Søvig, K.H. (eds.), Children's Rights in Norway: An Implementation Paradox?, Universitetsforlaget, pp.136-166.
- Barnalög. <https://www.althingi.is/lagas/nuna/2003076.html>
- Børnerådet (2015) "Erfaringsopsamling: Børns oplevelser af børnehusene," Børnenotat 2/15.
- Council of Europe Convention on the Protection of Children against Sexual Exploitation and Sexual Abuse. <https://www.coe.int/en/web/conventions/full-list/-/conventions/rms/0900001680084822>
- Einarsdóttir J, Gunnlaugsson G. (2015) Prevalence and diversity of emotional abuse and neglect in childhood in Iceland. Laeknabladid.101(3):145-50.
- Föräldrabalk https://www.riksdagen.se/sv/dokument-lagar/dokument/svensk-forfattningssamling/foraldrabalk-1949381_sfs-1949-381
- フィンランド児童保護法 <http://www.finlex.fi/fi/laki/ajantasa/2007/20070417>
- Gunnlaugsson, G., Einarsdóttir, J. (2013) Experience of Icelandic adults of corporal punishment and abuse in childhood. Laeknabladid. 99(5):235-9.
- 橋本帯子 (2019) フィンランドにおける子ども虐待の介入の制度に関する一考察—家族サービス指向と子ども中心指向に注目して—, 『教育福祉研究』 23, pp.25-38.

- Holt, H., Christoffersen, M., Poulsen, M.H., Bengtsson, S. & Bach, H.B. (2017) Vold og seksuelle overgreb mod børn og unge med handicap. Det Nationale Forskningscenter for Velfærd.
- 木脇奈智子 (2017) フィンランド・ネウボラの理念と現状—ハメーリンナのネウボラナース養成校の現地調査から—, 『藤女子大学QOL研究所紀要』12 (1), pp.5-12。
- Korkman, J., Pakkanen, T., Laajasalo, T. (2017) Child Forensic Interviewing in Finland: Investigating Suspected Child Abuse at the Forensic Psychology Unit for Children and Adolescents, in Johansson S., Stefansen K., Bakketeig E., Kaldal A. (eds) Collaborating Against Child Abuse. Palgrave Macmillan, Cham. pp.145-164.
- Laki lapsen huollosta ja tapaamisoikeudesta. <https://www.finlex.fi/fi/laki/ajantasa/1983/19830361>
- Langford, M., Skivenes, M., & Søvig, K.H. (2019) Children's Rights in Norway. Universitetsforlaget AS. https://www.idunn.no/childrens_rights_in_norway
- Lov om ændring af lov om forældremyndighed og samvær. <https://www.retsinformation.dk/Forms/R0710.aspx?id=84999>
- Lov om barn og foreldre. <https://lovdata.no/dokument/NL/lov/1981-04-08-7>
- 内藤千尋・田部絢子・石川衣紀・石井智也・能田昂・柴田真緒・神長涼・高松健太・高橋智 (2019) 北欧における子どもの虐待と権利擁護センターの取り組み—スウェーデン・アイスランド・ノルウェーへの訪問調査から—, 『東京学芸大学紀要総合教育科学系 I』第70集, pp.265-279。
- Odenbring, Y., Johansson, T., Lunneblad, J., Hammarén, N. (2015) Youth victimisation, school and family support: schools' strategies to handle abused children. Education Inquiry, Volume 6, Issue 2.
- Olsson, E., Kläfverud, M. (2017) To Be Summoned to Barnahus: Children's Perspectives. In: Johansson S., Stefansen K., Bakketeig E., Kaldal A. (eds) Collaborating Against Child Abuse. Palgrave Macmillan, Cham.
- Socialstyrelsen (2018) Årsstatistik om de danske børnehuse 2017.
- Svensson, B. & Janson, S. (2008) Suspected Child Maltreatment: Preschool Staff in a Conflict of Loyalty. Early Childhood Education Journal. Volume 36, Issue 1, pp.25-31.
- Svensson, B., Andershed, H. & Janson, S. (2015) A Survey of Swedish Teachers' Concerns for Preschool Children at Risk of Maltreatment. Early Childhood Education Journal. Volume 43, Issue 6, pp.495-503.
- 高橋睦子 (2015) 『ネウボラ フィンランドの出産・子育て支援』かもがわ出版。
- 高橋智・田部絢子・石川衣紀・内藤千尋 (2018) スウェーデンなどの虐待防止の取り組み—北欧における子ども・若者の特別ケアの動向②—, 『内外教育』第6636号, pp.8-11, 時事通信社。
- 高橋智・田部絢子・石井智也・能田昂 (2018) 子どもの権利擁護センターの取り組み—北欧における子ども・若者の特別ケアの動向⑤—, 『内外教育』第6691号, pp.12-15, 時事通信社。
- TrykFonden og Børns Vilkår (2018) Svigt af børn i Danmark 2018.
- 藪長千乃 (2017) フィンランドにおける「児童保護」: 普遍主義的な福祉制度下における要保護ニーズへの対応, 『社会保障研究』2 (2-3), pp.216-232。

北欧における子どもの虐待と 「子ども虐待防止支援センター（Barnahus）」の取り組み

—— デンマーク・フィンランドへの訪問調査から ——

Issues of Child Abuse and Domestic Violence in the Nordic Countries and “Barnahus”:

from Visit Survey to Denmark and Finland

石川 衣紀^{*1}・内藤 千尋^{*2}・田部 絢子^{*3}・石井 智也^{*4}・能田 昂^{*5}・
柴田 真緒^{*6}・池田 敦子^{*7}・田中 裕己^{*8}・高橋 智^{*9}

ISHIKAWA Izumi, NAITOH Chihiro, TABE Ayako, ISHII Tomoya, NOHDA Subaru,
SHIBATA Mao, IKEDA Atsuko, TANAKA Yuhki and TAKAHASHI Satoru

特別ニーズ教育分野

Abstract

In this paper, we introduced “Barnahus, Children’s Advocacy Center” in Denmark and Forensic Psychology Center for Children and Adolescents in Helsinki University Hospital, Finland, and examined features and challenges of child-centered rights advocacy systems for prevention of child abuse in the five Nordic countries. We have conducted a visit survey in March 2017 and March 2018, and this time in March 2019.

The basic system and work contents of Barnahus in Denmark and Forensic Psychology Center for Children and Adolescents in Helsinki University are the same. That is, for children who are at risk from abuse, 1) protection of children, 2) medical discrimination and treatment, 3)judicial interview / judicial procedures, 4) psychotherapy, 5) Support for transition to child welfare services, 6) Support for family therapy and family reunification. The main feature of these operations is that they are basically integrated into the Barnahus or Forensic Psychology Center for Children and Adolescents in Helsinki University Hospital.

The issue is to further examine the actual situation and support of children who have developmental problems and difficulties due to abuse. Issues in the re-integration program for families and re-education programs for parents who repeatedly abuse are also pointed out in the Nordic countries. In connection with this, the enhancement of direct cooperation

*1 Nagasaki University (1-14 Bunkyo-machi, Nagasaki-shi, Nagasaki, 852-8521, Japan)

*2 Matsumoto University (2095-1 Niimura, Matsumoto-shi, Nagano, 390-1295, Japan)

*3 Ritsumeikan University (56-1 Toji-in Kitamachi, Kita-ku, Kyoto 603-8577, Japan)

*4 Nihon Fukushi University (Okuda, Mihama-cho, Chita-gun, Aichi, 470-3295, Japan)

*5 United Graduate School of Education, Tokyo Gakugei University / Shokei Gakuin University (4-10-1 Yurigaoka, Natori-shi, Miyagi, 981-1295, Japan)

*6 Saitama Prefectural Tokorozawa School for Special Needs Education (1-1802-7 Nakatomiminami, Tokorozawa-shi, Saitama, 359-0003, Japan)

*7 Tokai Gakuin University (5-68 Nakakirino-cho, Kagamihara-shi, Gifu, 504-8511, Japan)

*8 The Post-graduate Course of Special Needs Education, Tokyo Gakugei University (4-1-1 Nukuikita-machi, Koganei-shi, Tokyo, 184-8501, Japan)

*9 Tokyo Gakugei University (4-1-1 Nukuikita-machi, Koganei-shi, Tokyo, 184-8501, Japan)

and support systems with school education, including prevention of abuse, is an issue in the Nordic countries.

In Japan, prevention of child abuse and child support are urgent issues. With reference to the Nordic countries, we will continue to consider the establishment of a system to prevent abuse and respond to abuse (including family support) for children whose physical and mental safety, security and health are to be protected and whose development should be guaranteed.

Keywords: “Barnahus, Children’s Advocacy Center”, Child Abuse, the Nordic Countries, Denmark, Finland

Department of Special Needs Education, Tokyo Gakugei University, 4-1-1 Nukuikita-machi, Koganei-shi, Tokyo 184-8501, Japan

要旨: 本稿では、2019年3月に実施したデンマークの子ども虐待防止支援センター *Børnhus*、フィンランドのヘルシンキ大学病院青少年司法心理学センターへの訪問調査報告および筆者らが2017年3月と2018年3月に実施してきたスウェーデン、アイスランド、ノルウェーの子ども虐待防止支援センター *Barnahus* との比較を通して、北欧5か国における子ども虐待対応・防止に関する当事者中心の権利擁護システムの特徴と支援課題を検討した。

子ども虐待防止支援センターの基本システムと業務内容は共通しており、虐待等によって危険にさらされている子どもを対象に、①子どもの保護、②医学的診断と治療、③司法面接・裁判上の手続き、④心理療法、⑤児童福祉サービスへの移行支援、⑥家族療法・家族の再統合支援が行われている。これらの業務担当は基本的に子ども虐待防止支援センターに一本化されていることが最大の特長である。

被虐待により発達困難を有する子どもの実態と支援について、今後さらに検討していくことが課題である。家族の再統合や虐待を繰り返す親への再教育プログラムにおいては課題も指摘されているが、虐待防止も含めた学校教育との直接的な連携や支援体制の充実が北欧諸国の課題である。

日本においても子ども虐待防止・支援は喫緊の課題である。北欧諸国の対応例を参考に、子どもの視点にたった虐待防止・被虐待対応（家族支援含む）の体制構築に取り組むことが緊急に求められている。

キーワード: 子ども虐待防止支援センター *Barnahus*、子ども虐待、北欧諸国、デンマーク、フィンランド